

地域課題にデジタルで取り組む
地方公共団体や企業・団体の皆様へ

地域におけるDXの取組
をご支援します

地域デジタル基盤活用推進事業 補助事業 3次公募

公募期間 令和5年9月8日～10月6日

お問合せ先

総務省 情報流通行政局

地域通信振興課

電話：03-5253-5757（直通）

email：digital-kiban@ml.soumu.go.jp

地域デジタル基盤活用推進事業の最新情報はこちら
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html



【はじめに】

人口減少や少子高齢化、産業空洞化といった地方の**社会課題を解決するにはデジタル技術が鍵となります。**

このような考え方の下、政府では、デジタル技術の力で地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す、**デジタル田園都市国家構想**を掲げています。

デジタル化の恩恵を全国津々浦々に広げるために、地方の自主的・主体的な取組に対する支援を展開していきます。

デジタル田園都市国家構想の主要KPI

2030年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、デジタル実装に取り組む地方公共団体を、**2024年度までに1,000団体**
2027年度までに1,500団体とする。

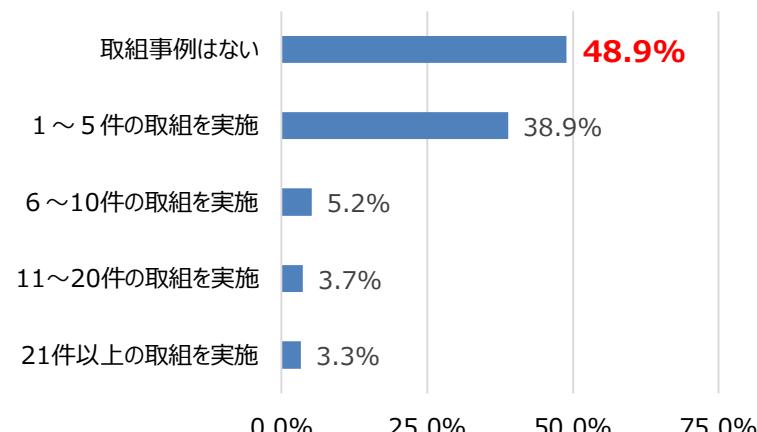
地域デジタル基盤活用推進事業のご案内

【はじめに】

一方、地方におけるデジタル化の取組は十分に広がっておらず、デジタル技術を導入するための予算・人材など、様々な課題を抱えているのが実情です。

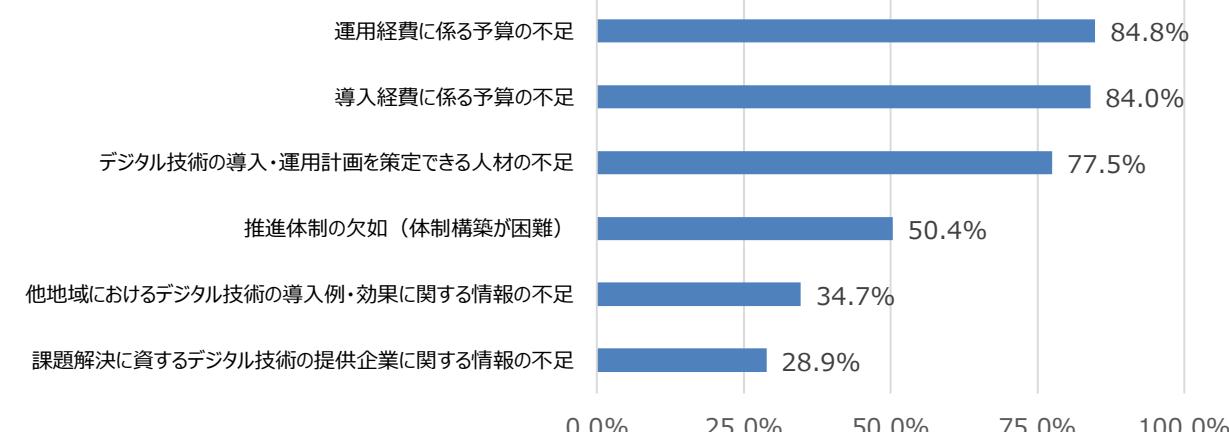
＜地域課題の解決のために、デジタル技術の導入に取り組んだ事例＞

約半数の地方公共団体においてデジタル技術導入の事例がない



＜デジタル技術の導入を検討する際の課題について＞

予算・人材・情報の不足、体制構築などに課題



【調査時期】令和4年8月23日～9月9日

【照会方法】総務省から、調査・照会システムを通じて、都道府県・市区町村の情報通信部局に対して照会。

【回答数】1,660団体／1,788団体（92.8%）



本資料は、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図りたい

地方公共団体や企業・団体の皆様への総合的な支援事業のご案内です。

【事業の全体概要】

地域デジタル基盤活用推進事業

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援します。

- ①計画策定：導入計画策定のコンサルティング
- ②実証事業：新しいソリューションアイデアの実用化
- ③補助事業：地域の通信インフラの整備補助

予算額 21.4億円

（令和4年度第2次補正予算 20.0億円
令和5年度当初予算 1.4億円）

【事業の概要】

支援対象：地方公共団体、企業・団体など

① 計画策定支援

コンサルティング

何から着手すれば良いかわからない…



費用対効果を高めたい…



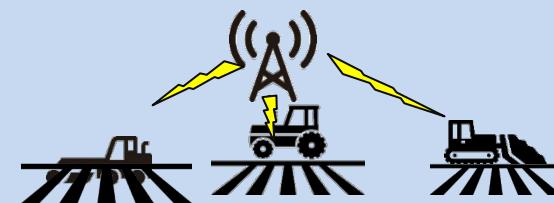
地域のステークホルダーと連携して、持続可能な推進体制を構築したい

デジタル技術を活用した地域課題解決のための導入・運用計画策定、推進体制の構築等を専門人材が支援します。

令和5年9月
3次公募開始予定

② 実証事業

新しいソリューションアイデアの実用化



新しい通信技術（ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6Eなど）を活用して、地域課題の解決を図るソリューションアイデアの実用化に向けた社会実証を支援します。

公募終了

③ 補助事業

地域の通信インフラの整備



通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、LPWA、地域BWAなど）の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援します。

補助率 1 / 2

(地方公共団体の負担分について → 7頁)

令和5年9月8日
3次公募開始

【③補助事業】(最大8.4億円程度)

デジタル技術を活用して地域課題の解決を目指す取組について、

通信インフラなどの整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など^{※1}

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象>^{※2}

① 無線ネットワーク設備(ローカル5G、Wi-Fi、LPWA、地域BWAなど)

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア^{※3}

※2 通信インフラの整備だけでなく、それを利用して課題解決のための取組
(インターネット接続サービスの提供は非該当)を実施することが
要件となります。

※3 補助対象となる事業費に占める②の経費の割合は50%未満とします。

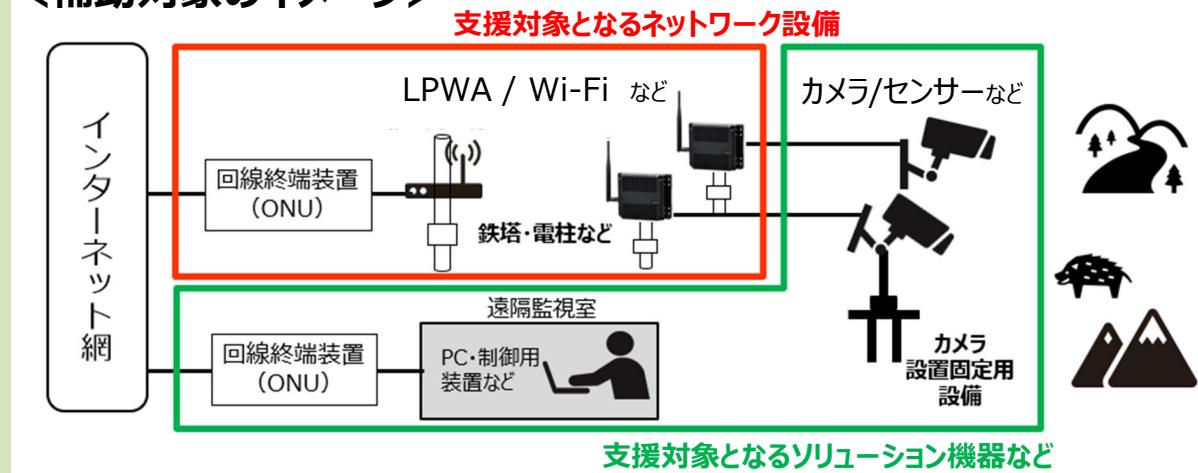
<補助率> 事業費総額の 1/2 以内

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、
事業規模の妥当性を審査いたします。

<提案評価の観点例> ※ 詳しい内容は実施要領をご参照ください。

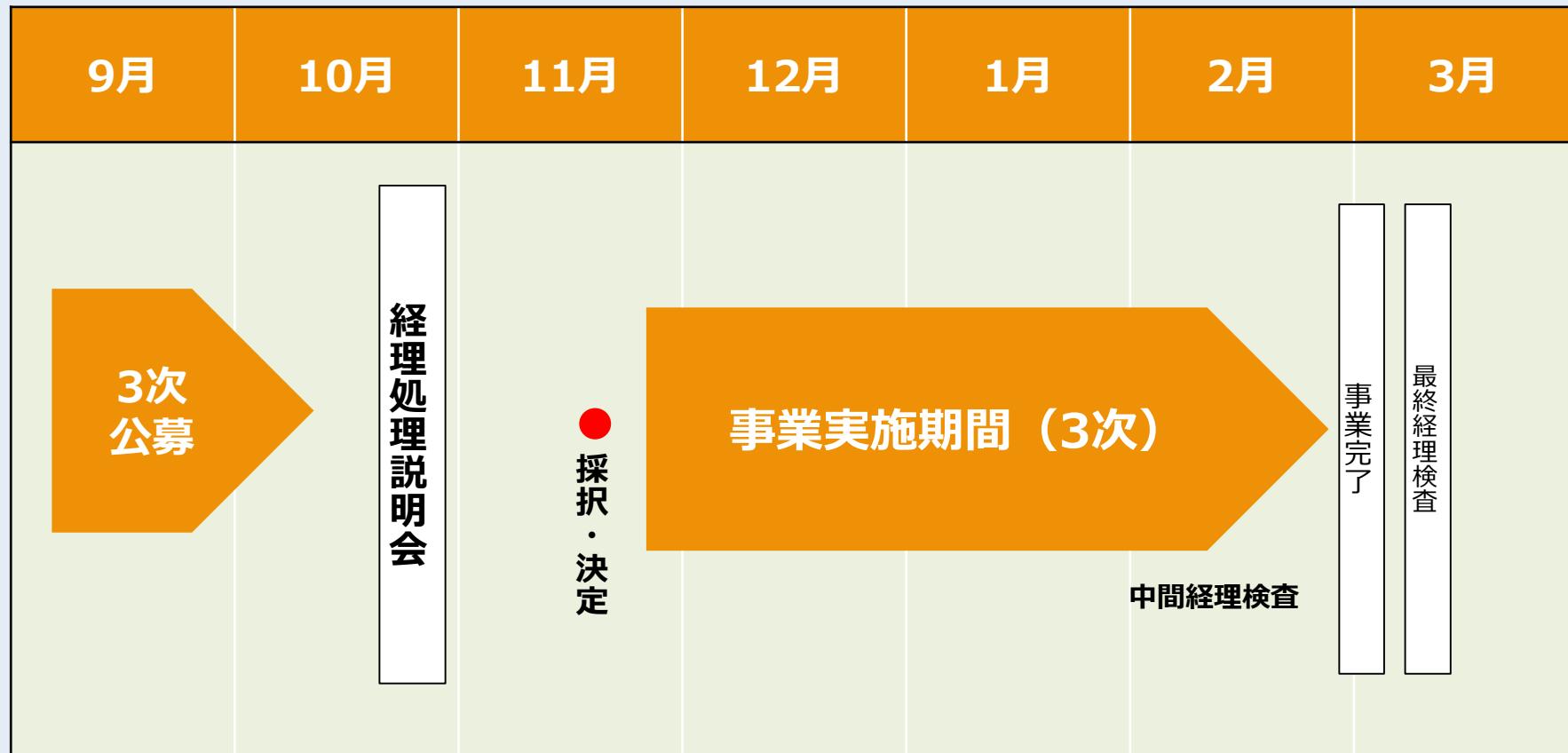
- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確かなど）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
(課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるかなど)
- 持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるかなど）
- 地域のステークホルダー（産官学金）との連携が図られているかなど

<補助対象のイメージ>



支援対象となるソリューション機器など

【補助事業スケジュール（予定）】



■公募期間 : 9月8日（金）～10月6日（金）12:00まで

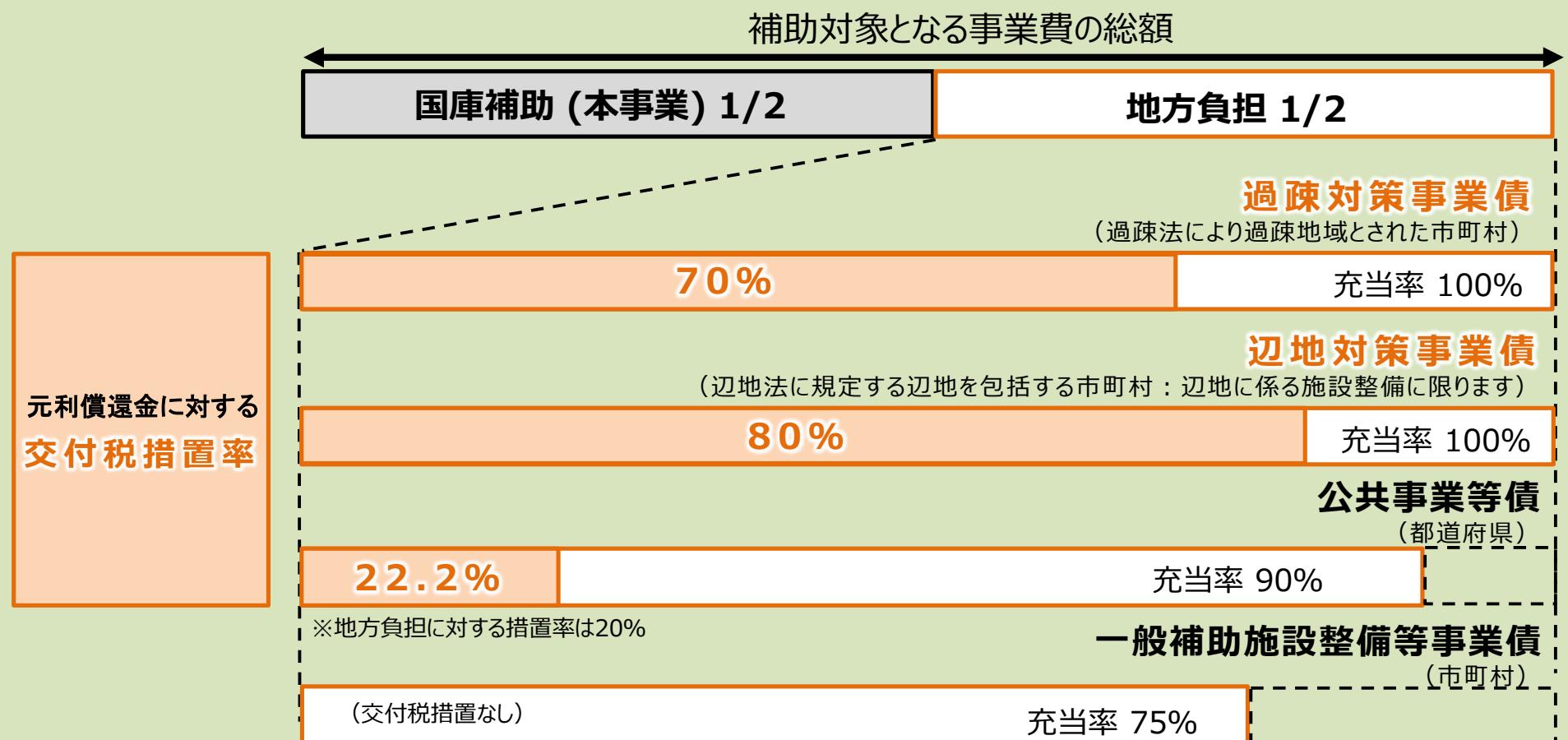
■経理処理説明会 : 10月頃 **※参加必須**

■採択候補公表 : 11月中旬頃 採択候補公表

■交付決定 : 11月中～下旬頃

【補助事業】 地方公共団体の負担分について

地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の**地方債を起債**することができます。



【補助事業に関するよくあるご質問集①】

Q1 企業・団体などが応募することはできますか。

A1 可能です。ただし、地方公共団体を1団体以上含むコンソーシアムを形成していただくことが要件となります。応募時に地方公共団体との連携を示す協定書や覚書などをご提出いただく予定です。

Q2 どのような通信技術を活用する取組が補助対象になりますか。

A2 ローカル5G・Wi-Fi・LPWAなど、**様々なワイヤレス通信技術を活用する取組が補助対象**となります。ただし、当該通信インフラを活用して地域課題解決を図るものであることが必要です。

Q3 通信インフラのみ整備する場合も補助対象になりますか。

A3 地域課題の解決を図るためのソリューションの実装に必要な通信インフラの整備であって、通信インフラ以外の部分を補助事業の枠外で実装する場合は、補助対象になり得ます。

Q4 先進性や新規性のある取組でなければなりませんか。

A4 実証事業と異なり、補助事業において先進性や新規性は要件ではありません。

Q5 整備費用だけでなく、ランニング費用も補助対象になりますか。

A5 基本的に対象外ですが、補助事業期間内に発生したランニング費用に限り補助対象経費となります。

【補助事業に関するよくあるご質問集②】

Q6 交付決定前に調達している機器・システムなどに係る経費は補助対象になりますか。

A6 交付決定日（交付決定通知書に記載の日付）より前に調達した機器・システムなどに係る経費は補助対象外です。

Q7 住民向けインターネット接続サービスや公衆無線LANサービスの提供を目的としたWi-Fi環境整備は補助対象になりますか。

A7 Wi-Fi環境整備は補助対象になります。

これらのサービスの提供を主たる目的とするWi-Fi環境整備は対象外です。

例えば、カメラ・センサからのデータ収集に活用するなど、地域課題の解決を図るために整備するWi-Fi環境について、副次的にこれらのサービスと共用することは妨げません。

Q8 観光促進を目的としたWi-Fi環境整備は補助対象になりますか。

A8 観光庁において観光拠点のWi-Fi環境整備に対する支援を実施しているところ、当該支援の対象となる場合には、本事業の補助対象外とさせていただきます。

Q9 補助対象経費の詳細を教えてください。

A9 総務省HPに掲載している実施要領をご参照ください。確認したい事項がある場合には、お問合せ先までご連絡ください。

Q10 他府省庁の交付金や補助金と併用することはできますか。

A10 同一の事業について、重複して国（他府省庁）の補助金などの交付を受けることはできません。

【補助事業に関するよくあるご質問集③】

Q11 自己負担分(1/2)について、都道府県独自の補助金を充てることはできますか。

A11 自己負担分に他府省庁（国）の補助金などの交付を受けることはできませんが、都道府県による独自の補助金などを充てることは妨げられません。都道府県の補助金の要綱などに従ってください。

Q12 公設民営方式で運用することはできますか。

A12 可能です。ただし、事後的に公設民営方式に移行する場合などは、財産処分等の手続が必要になる場合があります。

Q13 どのような経費が地方債の起債対象になりますか。

A13 無線ネットワーク設備、当該設備に接続するソリューション機器のほか、これらと設備的又は機能的に一体不可分な設備・機器・ソフトウェアが対象になります。
なお、起債に当たっては、地方債同意等基準運用要綱等をご参照ください。

Q14 地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄付を充当できるのはどのような場合ですか。

A14 詳しくは企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府webサイト）をご参照ください。
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【参考資料】

地域デジタル基盤活用推進事業（補助事業）のご案内

【一次公募における採択事例①】

地域課題の状況

- 人口減少(ピーク時の1/4以下)や高齢化の進行(50%超)などによって、地域で行われてきた自主的な防災活動や見守り活動に支障
- 居住エリアにも携帯電話の不通エリアが存在 など



村内全域に高速通信可能な**Wi-Fi環境**を整備するとともに、**防災用の遠隔監視カメラ**の設置、高齢者世帯などへのタブレット端末の配備（**防災情報の配信**、**安否確認**などに利用）を行い、**地域の防災対応能力の強化**を図る。

Wi-Fi環境は、鳥獣害対策やスマート農業、高齢者見守りサービスなど、様々な分野における課題解決の取組を実現するためのデジタル基盤としても活用予定。



導入コスト
運用コスト（試算）

約1.6億円
約500万円

【一次公募における採択事例②】

地域課題の状況

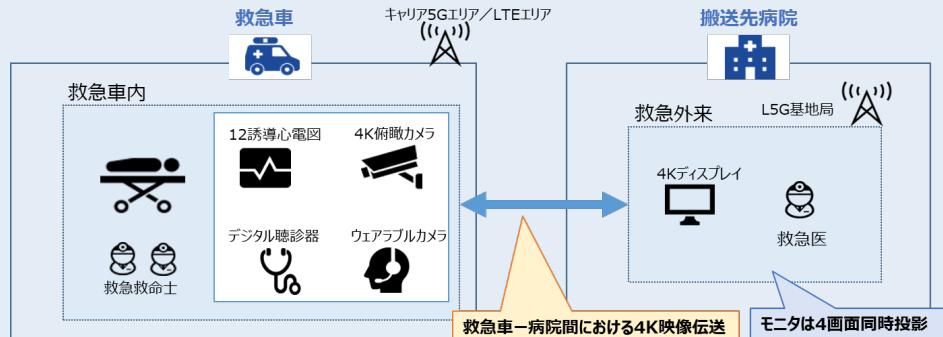
- 3次救急病院に搬送が集中（県内の救急搬送の3割、全国比2倍以上）
- 3次救急への搬送患者のうち40%は軽症者（遠方からの搬送多数）



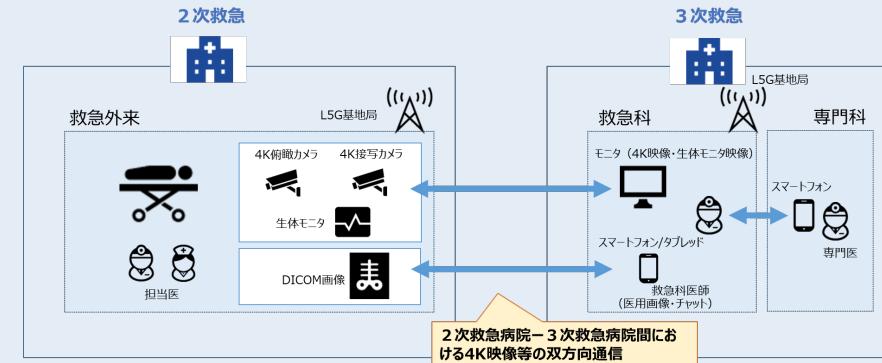
医療機関に**ローカル5GやWi-Fi6E**等の超高速・超低遅延の通信環境を整備するとともに、
救急車-搬送先病院間、2次救急-3次救急間に**4K映像伝送システム**を導入。

映像・バイタルなどのデータを共有しながら救急医や専門医がコンサルテーションすることによって、
救急隊のメディカルコントロールの質の向上、**3次救急への搬送の集中回避**（5年内に10%減）、
患者の転院搬送の負担緩和などの実現を図る。

救急車-搬送先病院間の4K映像伝送システム



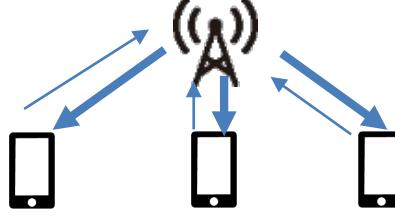
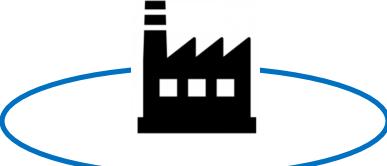
2次救急-3次救急間の4K映像伝送システム



【ローカル5Gとは】

ローカル5Gは、地方公共団体や企業・団体などの様々な主体が、地域や産業の個別ニーズに応じて、自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムです。

その特長を活かして、医療・農業・工場などの様々な分野で課題解決や生産性向上を実現することが期待されています。

	エリア	性能の柔軟性	耐災害性
5G	 全国	 画一的なニーズ を満たす性能	 通信が集中して 輻輳が発生する可能性
ローカル5G	 エリア限定で独自の 5Gシステム構築が可能	例) 高精細映像の アップロード用 のリソースを拡大  用途に応じて必要な 性能を柔軟に設定	 非常時、輻輳時に 強い通信を実現

【ローカル5Gに関する参考情報】

ローカル5Gを活用する取組例

課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証など
総務省：令和2～4年度

ローカル5Gを活用した様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向けて、現実の利活用場面を想定した開発実証を実施しています。

実証成果などをwebサイトでご覧いただけます。

<webサイト>

GO!5G サイト内 <https://go5g.go.jp/carrier/>

<開発実証の実施分野>



	農林水産業	工場・発電所	空港・港湾	鉄道・道路・交通	観光・文化・スポーツ	防災・減災・防犯	医療・ヘルスケア	その他	合計
令和2年度	4	4	—	2	3	2	3	1	19
令和3年度	4	5	3	4	3	3	1	3	26
令和4年度	5	4	2	3	3	3	4	—	24

ローカル5Gの導入・運用コストの低減

ローカル5Gの交換設備の接続・共用に関する調査研究
総務省：令和3～4年度

ローカル5Gの導入・運用コストの低減に資する

- 異なるベンダの設備間の相互接続のルール
 - 複数のサービスで設備を共用するためのルール
- などの策定に取り組んでいます。

調査研究の成果などをwebサイトでご覧いただけます。

<webサイト>

GO!5G サイト内 <https://go5g.go.jp/carrier/>

「ローカル5Gの交換設備の接続・共用の在り方に関する調査研究成果報告書」

ローカル5Gの交換設備



地域デジタル基盤活用推進事業（補助事業）のご案内

【LPWAの活用例】

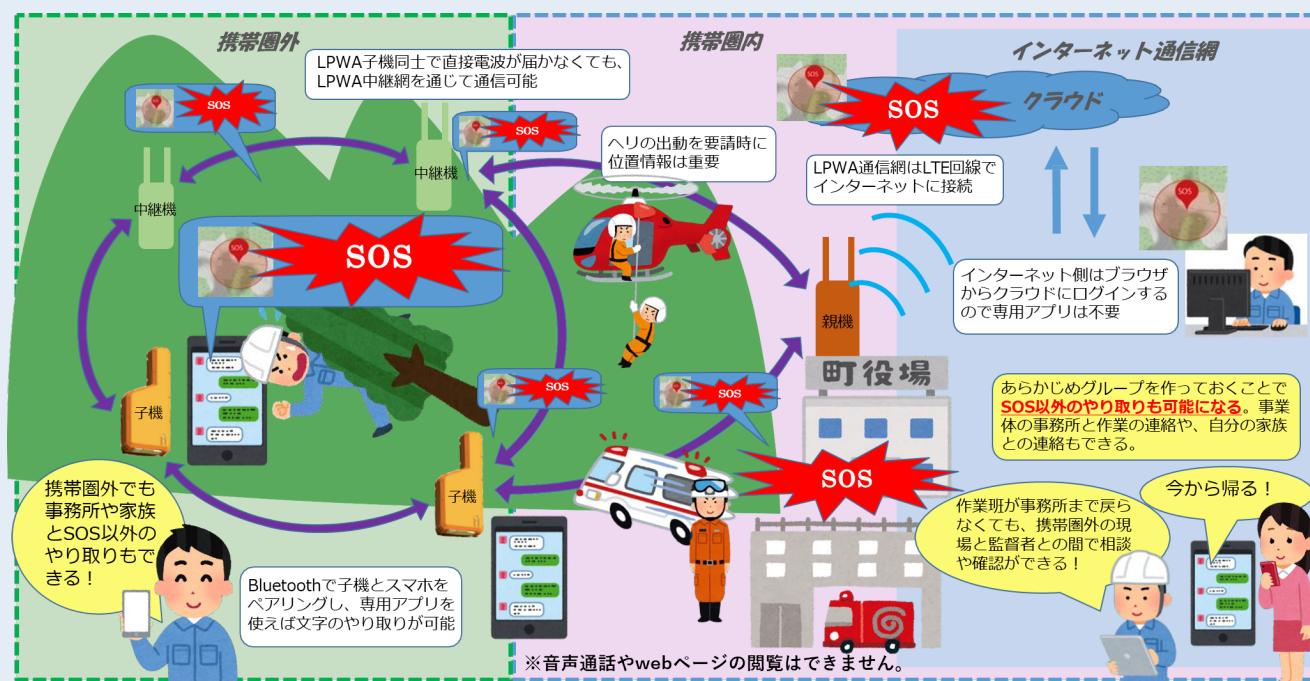
地域課題の状況

- 面積の約90%を占める森林の多くが携帯電話エリア外。
- 主要産業である林業従事者の安全確保(他産業と比べて労働災害の発生率が高い)などに課題。



町内全域に**LPWA網**を整備するとともに、
町内の森林のどこからでも**正確な位置情報を伴った救助要請**ができるシステムを構築。

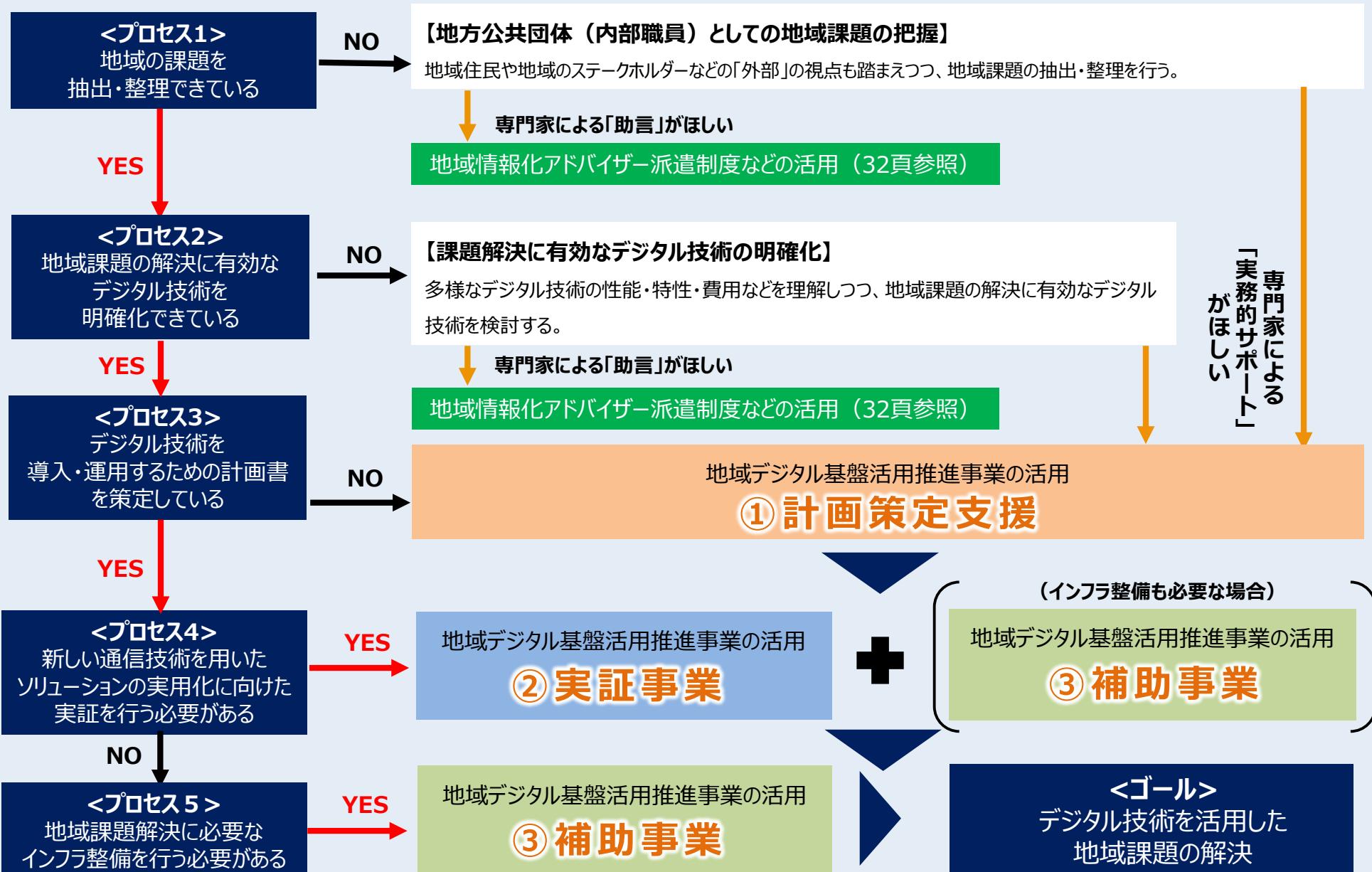
LPWA網は鳥獣害対策や河川監視など様々な用途で活用



導入コスト 約3,000万円
運用コスト 約350万円

地域デジタル基盤活用推進事業のご案内

【参考：地域デジタル基盤活用推進事業の活用フロー】



【総合通信局・総合通信事務所】

■ 北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311（内線4714）／e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎

電話：022-221-3655／e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階

電話：03-6238-1692／e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp

■ 新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎

電話：026-234-9933／e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■ 富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階

電話：076-233-4431／e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■ 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第三号館6階

電話：052-971-9405／e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階

電話：06-6942-8522／e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36

電話：082-222-3324／e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■ 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4

電話：089-936-5061／e-mail：shikoku-seisaku@soumu.go.jp

■ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1

電話：096-326-7833／e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■ 沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区 5階

電話：098-865-2304／e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

地域デジタル基盤活用推進事業の公募に関する提案書等の受付窓口となります。